

東浦町地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置)

第1条 全ての住民が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉の関係機関等が連携して地域における包括的かつ継続的なケアをする体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築を推進するため、東浦町地域包括ケア推進会議（以下「推進会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に係るニーズ及び社会資源に関すること。
- (3) 医療、介護、生活支援（心身の機能の低下、生活の困窮、家族関係の希薄化等の状況においても尊厳のある生活が継続できるような支援をいう。以下同じ。）等の地域課題の解決方法に関すること。
- (4) その他地域包括ケアシステムに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会は、委員70人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 医療従事者
- (2) 介護・福祉従事者
- (3) 民生委員の代表者
- (4) 連絡所長の代表者
- (5) 老人クラブ連合会の代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 公募により選考された者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、推進会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて地域包括ケアを所管する課の長（以下「所管課長」という。）が招集し、委員長が議長となる。

2 会議に招集する委員は、必要に応じて所管課長が指名する。

3 推進会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 推進会に、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

（1）認知症施策部会

（2）地域生活支援部会

（3）在宅医療介護連携部会

2 各部会は、第2条各号の事項に関する別表第1の事項について意見を述べるものとする。

3 各部会は、部会員20人以内とし、部会員は、別表第2により所管課長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第8条 各部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長は、部会員の互選により定め、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第9条 部会の会議（以下「部会議」という。）は、必要に応じて所管課長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第10条 別表第1の事項について、専門的な意見を述べるため、部会にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、部会員、部会員から推薦された者並びに地域包括ケアシステムに関し知識及び経験を有する者のうちから、部会長が指名する。

（秘密の保持）

第11条 委員、第6条第3項又は第9条第2項の規定により会議又は部会議に出席した者及び前条第1項のワーキンググループに参加した委員以外の者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

(東浦町認知症高齢者等支援推進会議設置要綱及び東浦町在宅医療・介護連携推進
会議設置要綱の廃止)

2 東浦町認知症高齢者等支援推進会議設置要綱及び東浦町在宅医療・介護連携推進
会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条関係）

部会	事項
認知症施策部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症に係る知識の普及啓発に関する事 2 認知症の方の支援に係るネットワークの構築に関する事 3 認知症に係る社会資源に関する事 4 その他認知症の方の支援に関する事
地域生活支援部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援に係る知識の普及啓発に関する事 2 生活支援に係るネットワークの構築に関する事 3 生活支援に係る社会資源及びニーズ並びに社会資源の開発に関する事 4 生活支援コーディネーター及びコミュニティソーシャルワーカーの活動に関する事 5 その他生活支援に関する事
在宅医療介護連携部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療に係る知識の普及啓発に関する事 2 地域の医療及び介護資源の現状に関する事 3 医療及び介護の多職種連携の課題及び解決策に関する事 4 在宅医療従事者の負担軽減の支援に関する事 5 効率的で質の高い医療提供のための多職種連携に関する事 6 その他在宅医療及び介護の連携に関する事

別表第2（第7条関係）

部会	部会員
認知症施策部会	1 医療従事者 2 介護・福祉従事者 3 民生委員の代表者 4 連絡所長の代表者 5 老人クラブ連合会の代表者 6 ボランティア団体の代表者 7 関係行政機関の職員 8 その他町長が必要と認める者
地域生活支援部会	1 医療従事者 2 介護・福祉従事者 3 民生委員の代表者 4 連絡所長の代表者 5 老人クラブ連合会の代表者 6 ボランティア団体の代表者 7 関係行政機関の職員 8 その他町長が必要と認める者
在宅医療介護連携部会	1 医療従事者 2 介護・福祉従事者 3 関係行政機関の職員 4 その他町長が必要と認める者